

児童処遇部会の概要及び審議結果について

令和 4（2022）年 11 月 16 日 こども政策課

1 児童処遇部会の概要

以下の案件に関して、栃木県子ども・子育て審議会運営要領第 2 条に規定する審議及び審査を行う。

(1) 児童の施設等入所に係る審議（新規・更新）（児童福祉法第 27 条第 6 項関連）

主に、児童虐待案件での児童福祉施設入所や里親委託等に関して、保護者の同意が得られない場合に、家庭裁判所に施設入所等の申立をすることの是非について審議を行う。当該入所が認められた場合にも、2 年間の期限があるため、更新の申立が必要である場合にも審議を行う。

(2) 被措置児童等虐待に係る審議（児童福祉法第 33 条の 15 第 3 項関連）

施設、里親等に措置されている児童について、職員や里親等からの虐待の疑いがある場合の県の対応について審議を行う。

(3) 重大事例の検証（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項関連）

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な支援のあり方や再発防止策を検討するための検証を行う。

2 審議結果

年度	開催数	審議事項 1.の(1)から(3)	審議件数	承認 件数
令和 3 (2021) 年度	5回	(1) 施設等入所に係る審議	2 件	2 件
		(2) 被措置児童等虐待	7 件	—
		(3) 重大事例の検証	3 件	—
令和 4 (2022) 年度	3回	(1) 施設等入所に係る審議	3 件	3 件
		(2) 被措置児童等虐待	3 件	—
		(3) 重大事例の検証	2 件	—